

東京都児童福祉審議会 第8回専門部会
(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)
議事録

1 日時 平成24年8月29日(水) 18時45分~20時36分

2 場所 第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6

3 議事

東京都児童福祉審議会提言案について

4 出席委員

松原部会長、網野委員、磯谷委員、犬塚委員、高田委員、武藤委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 東京都児童福祉審議会提言案(骨子)

○西尾家庭支援課長 それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。第8回の専門部会でございます。本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員の出欠状況でございます。本日は、今田委員、柏女委員、中板委員から欠席の御連絡をいただいております。また、磯谷委員におきましては若干おくれていらっしゃるとの御連絡をいただいております。その他の委員の皆様方には御出席をいただいており、定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いいたします。

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 東京都児童福祉審議会提言案(骨子)

また、本日の審議会は公開となっておりますので、後ほど議事録は東京都のホームページに掲載されます。よろしくお願ひをいたします。

この後の進行は、松原部会長にお願いをいたします。

○松原部会長 御出席いただき、ありがとうございます。あと一月ちょっとたつと長袖を着ているはずなのですから、そんな感覚が全くないのですけれども、暑い中ですが、本当に詰めの段階に来ておりますので、また皆様からの貴重な御意見を伺って、今日出ている資料2を文書化していく作業をしていきたいと思います。

早速、議事に入りたいと思います。昨年の8月から議論を進めてきましたものが形になりかけております。では、西尾課長の方から骨子を説明していただき、それに基づいて議論を進めてまいりたいと思います。では、説明の方をよろしくお願ひいたします。

○西尾家庭支援課長 それでは、資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、冒頭1ページでございますけれども、これは後で御議論いただきたいと思いますが、「児童虐待－地域・関係機関における対応力のさらなる強化に向けてー」ということで、ここ

は事前に委員の皆様方からタイトルのところの意見をいただきしております、本来、この部会の名前では「地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて」というタイトルでございまして、それをおつけしておりましたが、「関係機関における対応力のさらなる強化」の方が正確なのではないかという御意見をいただきしております、今回それを反映しております。後で御確認、御議論をいただければと思います。

それから、冒頭、構成から入りまして、章立ては1章、2章、3章。1章が「虐待をめぐる状況」、2章が「地域・関係機関における取組と課題」、3章が具体的な提言でございます。

まず、1章、2章から簡単に見てまいります。

1章は、現状報告ということで、1ページ目でございますが、相談件数の増加に触れております。それから、通告経路、近隣からの通告、医療機関からの通告が増加しているということでございます。また、対応が困難なケースも増加している、一時保護のケースが増加しているというところに触れております。

それから、2におきましては、虐待防止に係る制度等の経緯を触れております。法制度のところ、12年の虐防法の制定から24年の親権の一時停止まで触れております。

2ページ目でございます。都における虐待対応の体制ということで、児童相談所と子ども家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会のところで触れております。児童相談所の組織体制の強化等に取り組んでまいりましたが、その経緯等が書いてございます。

それから、子ども家庭支援センターは、都独自の事業でございますが、平成7年から事業を開始しております、15年には虐待対策ワーカーを配置した先駆型子ども家庭支援センターを設置している等々の内容を記載しております。

要保護児童対策地域協議会については、皆様、御案内のとおりでございまして、一番下のところに、平成24年4月現在、61区市町村で設置ということで触れております。

3ページの第2章の「地域・関係機関における取組と課題」でございます。

1、「虐待の早期発見・未然防止策について」とということで、まず(1)のところで「要支援家庭の早期発見に向けた取組」、母子保健事業等を取り上げております。この辺のところは、ポピュレーションアプローチ、母子保健事業の特徴であります、このアプローチを使った早期発見が重要ではないかというところに触れておりまして、その他、全戸訪問事業のところにも触れております。こういう心配な御家庭をいかにして見つけていくかというところを触っております。

それから、子育て支援サービスの場におきましても、やはりこういった支援に必要な家庭を発見する場ということで対応力を身につけるべきではないかということ等々に触れております。

(2) 未然防止策のところでございますが、ここでは虐待ハイリスク群への支援ということと、もう一つ、子育て不安群への支援、この2つに分けて課題を整理しております。

虐待ハイリスク群については、子ども家庭支援センターがリスクアセスメントを行って、特に積極的に介入すべき家庭ということで位置づけをしております。それから、子育て不安群は、そこまで積極的ではないものの、地域のサービス資源を使ってしっかりと支援していくことが必要、これが未然防止につながるという整理でございます。

図をつけております。三角形の図で、真ん中の「未然防止ゾーン」というところがありますけれども、定義づけをいたしまして図で整理をしております。

(3) の「ひとり親家庭への支援・女性福祉の視点からの支援」でございます。ひとり親家

庭におきましては、一人で子育てということと仕事をすることを抱えておりまして心身の負担が大きいということで支援が必要という観点から、いろいろこれまで支援が行われてきたというところに触れております。

それから、5ページのところは「地域における理解促進」ということで、オレンジリボンキャンペーンに触れております。虐待の通告先を7割の都民が知らないということが福祉保健局の調査でもわかつております。ただ、通告につながるということではなくて、社会全体が虐待をとめるために一人ひとりが何ができるかという視点を持ってもらうことが必要ではないか、そのための普及啓発活動が必要ではないかという指摘でございます。

2番目、関係機関連携のところは、要保護児童対策地域協議会でございます。会議が形骸化しないようにどうしたらしいかということ等々に触れております。

それから、「児童相談所と子ども家庭支援センター」。これまで16年の法改正によりまして、区市町村が一義的窓口になりましたが、それ以前から都が子ども家庭支援センターを設置しておりました。その辺の経緯とその後の連携のところに触れておりまして、最後のところ、両者の特性を生かして、家族のケースを協働して的確に対応していた一方、現場での判断に乖離が生じるというところも一つ状況としてあるということで、この辺の両者の援助方針を判断する基準の明確化があるのではないかという課題整理でございます。

6ページ目は「医療・教育分野」でございまして、こうした医療・教育分野、特に虐待を見しやすい立場にあるということを認識して、いろいろ連携を試みることが必要ということで、医療機関におきましては、今、CAPS（院内虐待対策委員会）がございますけれども、60の病院で設置していただいていますが、更に必要なのではないか等々に触れております。

また、診療所等についても虐待防止の観点から、いろいろ児童相談所や子ども家庭支援センターとの情報交換が必要ではないか等々に触れております。

医療機関におきましても、これは死亡事例検証部会でも指摘がありましたように、学校関係者からなかなか児童相談所、子ども家庭支援センターに情報が行かなかつた等々の御指摘を受けておりまして、そのことに触れております。

次、7ページでございます。「児童相談所と子ども家庭支援センターの機能の強化」ということで、児童相談所の体制強化のところで、この間、児童相談所の児童福祉司106名、13年度から23年度まで183名ということで増やしておりますが、いろいろな業務をやっている中で、更に一人当たり年間30件、それから、虐待以外のところでも100件といったボリューム感の中で体制強化が必要ではないか。更に、いろいろ難しいケースが増えている中で、スキルアップ等々も必要ではないかという指摘でございます。

下の人材育成のところでは、児童福祉司の経験年数が3年以下の職員が4割ということで、この辺のスキルアップをどうしたらしいかという視点が盛り込まれてございます。

次の8ページは、「子ども家庭支援センター」。子ども家庭支援センターも同じく、都内全体で年間7,000件を超える相談件数に対応していただいている。その中で対応困難なケースも多い。また、一番下のところでございますけれども、子ども家庭支援センターの職員を見ますと、半数以上が経験年数3年未満であることが都の調べでもわかつております。この辺の育成のところ、児童相談所と同じでございますが、どうするかといった視点でも触れております。

以上、1章、2章のところでございます。

○松原部会長 一度ここで切っていただいて、状況認識、課題認識がこれでいいのかどうかとい

うところで御意見いただくのと、タイトルが「地域・現場」というのが「関係機関」に変わっている部分の確認をさせていただきたいと思います。

全体を通じて、今日いただく御意見について、なるべく文章の中に反映をしていかなければいいなど委員長としては思っておりますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

まず、タイトルはいかがですか。「現場」というより「関係機関」の方が。確かにこの方が専門的なという気はしますが。御異論がなければタイトルを変えるということで。

○網野委員 もし御意見がなければよろしいですか。

○松原部会長 どうぞ。

○網野委員 「関係機関」ということに変えることの趣旨は賛成ですが、これまでの議論とか、あるいは表現上、「関係機関」というのは普通、「関係機関との連携」とか、ある主体があつて、そこと関連するという趣旨で使われることは非常に多いですね。この場合、関係機関というのは、ここでは主語は何かということがぱっと見たときにもうちょっとわかる表現の方がよろしいかと。つまり、例えば児童相談所や子ども家庭支援センター中心の何かをまとめているものであれば、その関係機関というふうにもなるでしょうが、すべてを含んでおりますので、これは、場合によっては「関係諸機関」というような表現で、どことどこが関係しているというよりも、かかわっているすべての機関という趣旨で表現した方がよろしいのではないかと思います。

○松原部会長 ありがとうございました。「関係諸機関」にさせていただきたいと思います。それでは、あとは状況、課題認識のところで御意見をいただきたいのですが。

7ページのところに一人当たり件数だとか新規相談件数100件というのが出ていてありますけれども、たしか年度末でどのくらいの対応をしているかという統計が出ないかという質問をした記憶があるのですが、これは難しいですか。

○西尾家庭支援課長 ざっくりとは出るのですけれども、何件という正確な形ではなかなか出ないのですが、そこは工夫して規模感だけでも出せるかどうかは検討してまいります。

○松原部会長 一人当たりではなくてもいいのですけれども、都全体で大体年度末で対応件数、虐待が何件あって、そのうち施設入所が何件で、調査中が何件で、継続指導中が何件というようなものが出てくると、これだけ1年間、ケースクローズしたものとオープンになってしまつたもので累積していくと増えているなというのが見えてくるのかなと思うので、もし統計上可能であれば。

○西尾家庭支援課長 規模感を知りたいところでは工夫して考えてみたいと思います。

○松原部会長 ほかにはいかがですか。むしろ3章のところが大切なので、ここを丁寧にやりたいところなのですが。

それでは、3章、提言のところを少し丁寧に行きましょう。お願いします。

○西尾家庭支援課長 それでは、3章に参ります。

「地域・関係機関における対応力のさらなる強化に向けた提言」ということでございまして、1、「地域における未然防止策の充実、要支援家庭の早期発見・支援策の推進」、提言1、「母子保健サービス等を通じた要支援家庭の早期発見・支援の充実」でございます。区市町村では、乳幼児健診等を通じたスクリーニングを行っておりますけれども、都は、今、包括補助事業でこれらの要支援家庭の早期発見のところの支援をしておりまして、この取組みを引き続き支援

をするという趣旨でございます。

更に、新たに妊娠届け出や妊婦健康診査の受診促進、それから、予防接種未接種者の把握とフォロー、医療機関に委託する個別健診での要支援家庭の発見の工夫などを区市町村が進められるよう都として有効的に支援することが必要という認識でございます。

それから、都が研修等を通じて要支援家庭・特定妊婦の早期発見、そういう先進事例を広く紹介して、他の自治体での促進をすることも必要という内容でございます。

それから、妊娠届け出時の対応の充実、医療機関との連携によって、妊婦を早期に把握し支援する体制づくりが必要ということ。

それから、区市町村の先進事例でございますけれども、地元の周産期医療機関の参加によるチームをつくる、特定妊婦の早期発見・支援に努めている例、これはヒアリングで来ていただきました多摩市さんを想定しておりますが、そういう例も参考にしながら実効性のある方法を検討すべきというところでございます。

それから、子育てサービスの場でございまして、保育所や子育て広場などの職員がこうした支援を必要とする親子を発見したときに支援につなげる力を磨くための研修を都としても支援していくべきというところでございます。

それから、区市町村においては、情報提供に係る基本ルールを改めて周知徹底し、関係者間で共有しておくことが重要という提言でございます。

提言2は未然防止策のところでございまして、「在宅の要支援家庭（虐待ハイリスク群）への介入型支援の充実」ということでございまして、地域で発見された、子ども家庭支援センターがリスクアセスメントを行った上で、介入的な支援を特に必要とする家庭、これを継続的に支援していくことで虐待を未然防止することが必要ということでございます。

このため、都は、アセスメントによりニーズを的確に把握し、最適な子育て支援サービスを組み合わせながら継続的に支援を行い、未然防止を図るためにモデルプランを作成し、これを他の区市町村に研修等を通じて還元することなども必要とすること。これは新たな施策に通じるところでございますが、こういう提言でございます。

10ページでございます。提言3は、「育児不安群への支援の充実」ということで、SOSを出している育児不安群に対して、地域で子育てサービスを担う支援者のすそ野を広げることも有効ということ。区市町村は、民間団体や都民と協働した取組みにより、未然防止のための手立てを充実すべきということでございます。これはヒアリングで来ていただきましたけれども、港区さんの取組みですか、清瀬市さんの取組みを前提にしております。

次に、区市町村は、ショートステイなどの子育てサービスを提供するとともに、地域の虐待防止に貢献している児童養護施設や母子生活支援施設などと連携することも有効でございます。この間、武藤委員からいろいろ貴重な資料等もいただきまして、この提言に通じております。

それから、都は、こうした取組みなどを紹介するとともに、各市町村が子育て支援サービスを拡充できるよう積極的に支援すべきということで、現在、都は、包括補助事業という制度を使いまして、いろいろな区市町村の取組みを支援しているところでございますが、引き続きやってまいります。

提言4の「ひとり親家庭への支援の充実」でございます。都は、区市町村のひとり親家庭相談体制の強化への支援を開始したところでございますけれども、こうした取組みを一層促進することが必要ということ。

それから、特にひとり親家庭になった直後からの支援に結びつけられるよう、住民票などの受付部門に対し、都が理解促進を図ることも重要ということでございます。

それから、区市が行うホームヘルプ、このホームヘルプが支援の上で非常に重要ということから、ホームヘルプの利用要件をより柔軟にすることも重要という提言でございます。

母子生活支援施設に入所する児童につきましては、虐待やDVを経験した方も多いということでございまして、都は、施設におけるこうしたケアの充実を図るべきという提言でございます。

母子生活支援施設が提供する24時間体制での母子への見守り・支援機能を生かしまして、24年度から、都は、母子が一緒に利用できるショートステイを区市町村が行うしくみをつくりましたが、こうした取組みを引き続き促進すべきという提言でございます。

提言5は、「児童虐待防止の普及啓発の強化」ということで、これは引き続き、オレンジリボンキャンペーンに力を注ぐべきということ。

それから、もう一つ、通告を促すことはもとより、地域で子育て家庭を孤立させないという意識を一人ひとりが持てるように、更に有効な啓発活動を行うことが必要ということでございます。

あらゆる機会を通じて普及啓発を図ることが必要という提言でございます。

11ページでございます。「地域の関係機関連携の強化による支援体制の充実」ということで、提言1といたしまして、「隙間のないネットワークの構築（要保護児童対策地域協議会の強化）」でございます。

1つの○は、参加構成員につきましては、NPO等民間団体、地元の病院、ひとり親福祉・女性部門ですか、さまざまな団体の参加をこれからも図られるよう努めるべきということ。

それから、いろいろ形骸化しがちな傾向が指摘されております実務者会議におきましては、特定妊婦への支援に特化したチームですか、就学前後の児童への支援に特化したチーム、こうした支援の対象ごとに支援策の検討を行うということも実効性を發揮するためには重要で、こうした創意工夫が必要ではないかということ。

それから、福祉部門と教育部門が共同で事務局を担いまして、検討チームを立ち上げているという、これは、いろいろなチームをつくっているところは多摩市さんの取組みを想定しておりますが、こうした取組みも重要ではないかということでございます。

こうした事例を参考にしていただきまして、他の自治体でも連携強化に努めていただきたいという提言でございます。

個別ケース検討会議におきましては、ケースの的確な見通しのもとに、的確なタイミングでの確なメンバーで開催することが重要という基本的なところでございます。

会議の運営に当たっては、子ども家庭支援センターの役割が非常に重要ということで、会議運営に係るマネジメントスキルの向上が必要ということでございます。

また、都におきましては、虐待対策コーディネーターの配置におきまして、今、補助をしているところでございますが、引き続き、この辺の配置を通じまして支援をしていくべきということ。また、児童相談所におきましては、各会議に参加し、個別ケース対応を行うとともに、関係機関調整や会議運営のマネジメントへの助言を子ども家庭支援センターに行うということを引き続き続けるという提言がございます。

更に、ここは具体的なところでございますけれども、子ども家庭支援センターを初めとした

関係者の皆様を対象に、この個別ケース検討会議の模擬会議、ロールプレイング的なものを行いまして、更に相互の役割の理解を深めるなどの実践的な研修を行うべきとの提言でございます。

提言2、「児童相談所と子ども家庭支援センターの協働体制の強化」でございます。これは、両者の判断基準に乖離があるとの指摘を受けまして、児童相談所と子ども家庭支援センターが一層緊密な連携を図るために、両者で共有できるガイドラインを作成し、連携のルール化を徹底すべきという提言でございます。その際、リスクアセスメントシートやチェックリストについては共通の様式を用いる、そして共通認識を確立すべきとの提言でございます。

策定に当たりましては、都と区市町村双方が共同でしっかりと検討するということ、それから、「東京ルール」そのものも改めて内容を点検し、必要に応じて見直しを図るべきとの内容でございます。

「演習型の合同研修」ということで、研修を通じて連携強化を図るという視点でございます。

2番目のところでございますけれども、都は、ロールプレイングなどの共同研修の内容充実に努めるとともに、こうした手法につきまして各区市町村が研修を開催する際に、その手法等を提示するなど連携強化についての支援を行っていくという、そのような内容でございます。

それから、「児童相談所への長期派遣」は、現在もいろいろな区で来ていただいておりますけれども、子ども家庭支援センターの職員を1年間など一定の期間、児童相談所に派遣で来ていただきまして、実際にケースを持っていただく。そのことによって虐待対応力向上に資するとともに、顔の見える関係をつくっていただけます。これは非常に重要でございまして、これを引き続き続けていくべきとの提言でございます。

それから、これも今行っておりますが、児童相談所の基幹職員、チーフという児童相談所の基幹職員が支援センターにお邪魔をして、いろいろ助言等を行っておりますが、この辺も引き続き充実すべきという提言でございます。

提言3、「医療、教育部門の対応力強化と相談援助部門との連携強化」ということで、引き続きCAPS等につきましては設置を医療機関に強く働きかけていくべきというところでございます。

それから、一次医療機関につきましては、今、巡回型の研修を行っておりますが、これを継続するということ。あとは、日ごろから医師会や歯科医師会を通じたさまざまな形の研修実施、情報提供により、一次医療機関の先生方に意識啓発と対応力の向上に努めるということも重要なことです。

特定妊婦に関しては、妊婦健康診査の未受診者に対しまして、医師や助産師からの受診を促し、必要があれば相談支援機関につなげられるよう医療機関に対して働きかけるとともに、広く普及啓発をすることも必要との提言でございます。

「教育機関」でございます。教育機関におきましては、引き続き、学校として児童虐待防止に係る役割の重要性について理解を深める働きを、児童相談所や子ども家庭支援センターが学校に働きかけるべきとの提言でございます。

それから、学校での定期健康診断、これは虐待の早期発見を図る上で学校医や学校歯科医の先生方の役割というのは非常に重要ということで、要保護対策地域協議会のネットワークを活用して、支援センターや児童相談所の連携を図るべきとの提言でございます。

更に、13ページにおきましては、スクールソーシャルワーカーの全区市町村での配置が望

ましいということ、それから、地域の実情に応じて複数配置についても今後検討することが必要との内容でございます。

3、「相談援助部門（児童相談所、子ども家庭支援センター）の機能強化」でございます。

まず、「児童相談所」でございます。提言1、「総合力のさらなる向上に向けた人材育成の強化」ということで、児童福祉司・児童心理司の研修カリキュラムの抜本的な改善と充実を図ること、そして、よりスキルの高い職員を養成すべきということでございます。

介入型アプローチに関しましては、これまでの事例を分析・評価して、実効性の高い手法なども開発しながら研修レベルを高めるということでございます。

それから、OJT、Off-JTを効果的に組み合わせた研修体系を充実すべきということで、家庭裁判所の調査官の養成課程を参考にして、いろいろ演習型の研修の充実等を図るべきとの内容でございます。

それから、研修では、豊富な経験を有する児童福祉司・児童心理司のOBを活用することも有効ということでございます。

それから、このOBのところでございますけれども、バーンアウトが2年目、3年目の職員に多く見られますけれども、そうした予防につきましてOBが相談役となって、現場の実態に即した育成を行うほか、自身でメンタル面での振り返りを行う研修なども盛り込んでいくということでございます。

こうした研修等の充実につきましては、今年度末に開設を予定しております子ども家庭総合センター、児童相談センターが移転いたしまして、教育相談センターと新宿の少年センターと一緒に建物で子ども家庭総合センターというところでやってまいりますが、ここを拠点といたしますし、人材育成を図っていく、機能強化を図っていくという提言でございます。

「実践によるケースワーク力の向上」ということで、着任後、一定期間をインター（見習い）期間といたしまして、ケースを持たせずに、ベテラン、中堅職員のもとで調査や面接、家庭訪問の対応方法、ケースの見立て方を学んでもらう、そういうことも検討すべきという内容でございます。

「派遣研修」におきましては、これは、今、虐待対応等々で人的な余裕がない中ではなかなか難しいかもしれません、将来的には中堅職員を児童福祉分野の研究機関ですとか家庭裁判所に、ある程度、1年ぐらい、一定期間派遣をいたしまして、高度な専門的知識やスキル、ノウハウを習得させること、更には、今、区市町村から来ていただいております長期派遣でございますが、子育て支援サービスを活用した支援の在り方を学ぶために、児童福祉司経験二、三年目の職員を、逆に子ども家庭支援センターさんに派遣研修するということなども検討すべきではないかという内容でございます。

14ページでございます。「ノウハウ等を有する人材の登用と効率的な組織運営の検討」でございまして、現在、東京都では、児童福祉司、児童心理司につきまして庁内公募をやっておりますが、引き続き実施するほか、福祉分野への一定の知識のある福祉職や、児童福祉分野でのキャリアを有する者など、多方面から段階的に採用して増員していくことが必要ということでございます。

それから、将来的には効率的に事業運営できる体制についても検討すべきということで、他県におきましては、虐待の初期対応と施設入所後の援助、あるいは家族再統合など、プロセスごとに業務を分けて分業制を導入しているところもありまして、こうした体制なども参考にす

べきというところでございます。

それから、これは警察との連携がこれからも重要というところで、警察での経験のある者を各児童相談所に配置し、対応力の強化を図るべきということで、この辺につきましては、昨年の8月31日付で、既に緊急提言で同趣旨の内容をいただいておりまして、実際に今年度から警察OBを都内10か所の児童相談所に配置させていただいております。

次の〇の保健・医療面に精通した職員（保健師）を配置し、保健・医療機関との連携強化を図るべき。これも緊急提言をいただいておりまして、現在、3か所の児童相談所に保健師を配置し、活躍していただいております。

提言3、「児童福祉司・児童心理司の体制強化」でございます。

1つ目の〇のところで、これまで御案内のとおり、件数が増えておりまして、その中でも児童福祉司・児童心理司を増員してまいりました。それから、体制といたしましては、子ども家庭支援センターとの共同体制、あるいは要対協のネットワークを活用しての関係機関の連携ということで、こうしたネットワーク、関係機関全体の総合的な対応力を一層強化するという前提、基本的なところの認識をここで触れております。

その一方で、下の〇でございますけれども、一時保護を要するケース、それから、精神疾患を持つ保護者の対応、医療機関との連携を要するケースなど、児童相談所が対応すべき困難ケースは、この間にも非常に増加しているということでございます。

それから、要対協におきましては、子ども家庭支援センターさんに調整機関を担っていただいておりますが、その子ども家庭支援センターさんの役割も非常に重要なっている。その中で、そのセンターを支援する児童相談所のニーズも増加しているということでございます。

更に、児童相談所といたしましては、措置後の子供のケア、保護者指導のニーズ、こういったことも高まっておりまして、その求められる役割は今後ますます重要ということ。

これを前提といたしまして、相談援助機能の中核を担う児童福祉司、児童心理司におきましては、今後も引き続き体制を強化すべきということでございます。

15ページでございます。「子ども家庭支援センター」におきましては、虐待対策コーディネーターにつきましては、今、配置におきまして東京都は補助を行っておりますが、未設置の自治体もございます。引き続き強く設置を促してまいります。

虐待対策ワーカーにおきましては、今、人口規模に応じて増配置への支援を東京都として行っておりまして、この辺の制度を使いまして、引き続き配置についての支援を充実すべきとの提言でございます。

それから、子ども家庭支援センター職員のスキルアップ、知識、技術、資質の向上につきましては、都といたしましても演習型の研修ですとか、あとは関係機関と合同で行う、これも研修型の研修でございますけれども、こういったことをやらせていただきまして、地域の総合的な対応力向上を図っていくべきということでございます。

更に、ここはもう一回、前のところでも出ました、長期派遣のところで、今後ともここを続けること。

また、一番下の〇でございますけれども、児童相談所のチーフ等の基幹職員の子ども家庭支援センターへの支援を充実すべきということで、こういった取組みにより、子ども家庭支援センターの体制強化を図るべきとの提言でございます。

あと、16ページ以降は参考事例ということで、提言の中で参考とすべきということで盛り

込まれておりますいろいろな取組み、この間、ヒアリング等で来ていただいた自治体さんの内容等を簡単にまとめてございます。

以上、私からの説明でございます。

○松原部会長 ありがとうございました。

それでは、構成、内容について御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

私の方からいいですか。全体として議論した3本柱に沿ってそれぞれ提言が出ているので、ある種、非常に安定的な提言なのだけれども、中身を変えろということではなくて、今までやってきたものを拡充するとか引き続きやるというようなものと、今回、この報告書で新たに出てくるもの、例えば、しばらく中堅職員についてやるとか、共同でもう一回「東京ルール」をつくり直すとか、そういうもの。それについても、報告が出ればすぐ取り組めるものと将来的な課題のものとがあるので、3段階ぐらいに分けて、一番トップには、今回新しく提言することですぐできそうなものが今後課題になるようなもの、それから、今まで提言してきたもの、あるいは都がやられてきたものを引き続きやっていただきたいとか拡充していただきたいものというような形で少しだけ張りをつけないと、この段階でも15ページあって、言葉は悪いけれども、結構冗長になるのは、これで文書化されると場合によると30ページ、40ページのものになるわけで、そうするとインパクトに欠けてしまうので、中身を変えろということではなくて、少し構成を変えたらどうかなと僕は思うのですけれども、どうでしょうか。

○西尾家庭支援課長 特に提言のところで、順番等も含めて、あとは見せ方ですね、今の3段階のところと、その辺は工夫していきたいと思います。

○磯谷委員 これから肉づけをするということですから、多分いろいろともう少しあかりやすくなるところもあるのだと思いますが、9ページの第3章、1の提言1の一番下の○なのですけれども、「区市町村においては、情報提供に係る基本ルールを改めて周知徹底」というふうにあるのですが、この「基本ルール」というのは一体何を想定されているのかというのが1つです。

それから、次の10ページは、ちょうど半ばのところですけれども、提言4の2つ目の○で、「住民票などの受付部門に対し、都が理解促進を図ることも重要」ということですけれども、これは具体的に何をやるということを想定して書いてあるのかというところです。

それから、提言4の最後の○は、ちょっと読みにくいかというのが正直なところで、「区市町村が」というのを最初に持ってくるとか、そういうふうにした方が読みやすいかなというふうに思いました。

ほかのところはまた後で触れますけれども、最初のところはそんなところです。

○西尾家庭支援課長 まず、9ページのところの提言1の一番下の○につきましては、これは基本的には各区市町村で要対協を中心として、こういった心配なところは子ども家庭支援センターに情報が集まるようにというところが定められていると思うのですが、その辺の基本ルールというところを、これはちょっと一般論的になっておりますけれども、自治体内で改めてしっかりと周知して、こういった子育て広場ですか保育所の職員が発見したときに、例えば子ども家庭支援センターにこういった場合は知らせればいいのだと、その辺の基本的なルールをしっかりと改めて周知しなさいというか、そういう意味合いだったのです。やや一般論的ではございます。

○栗原育成支援課長 それから、提言4のひとり親のところでございますが、いわゆるひとり親

になった場合、相談に乗るのは基本的には母子自立支援員という形になるのですけれども、ただ、ここにございます、肉づけのところはもう少し表現が加わりますが、いわゆるそういう住民票であるとか異動を出すとき、そういうところで実際にはその方がひとり親になったということがわかるわけでございますので、そういうときに相談のお知らせであるとか、どこに具体的に相談したらいいのかということも含めて、そういうことを自立支援員のみならず、住民票等の窓口の職員もしっかりと把握して支援をしていくというような趣旨でここに記載してあるというところでございます。

○西尾家庭支援課長 済みません、あともう一つは。

○磯谷委員 あとは、提言4の最後の〇のところのちょっと文章が読みにくいなということだったので、そこはまた工夫していただければ結構です。

○西尾家庭支援課長 はい。

○磯谷委員 ちょっと戻りまして、先ほどの9ページの基本ルールなのですが、今回の議論の中でもちょっと出てきていたと思うのですけれども、例えば要対協で、妊婦さんで将来お子さんが生まれた後、非常にサポートが必要だなと思われる方がいる。それを、本来は要対協のスキームの中に入ってきて情報共有ができるはずなのですけれども、どうもそのあたりも十分に理解がされていないくて、共有できるのかとか。あるいは、たしかほかのケースでは、兄弟の情報とか、ほかの関係者の情報か何か、おじさん、おばさんだったか、おじいちゃん、おばあちゃんだったか忘れましたけれども、そういう人の情報が共有できるのかとか、そういうことも出していたと思うのですけれども、今のはすべて共有できるのですね。要保護、あるいは要支援、特定妊婦に関する情報であれば、それは可能なのです。

私が言いたいことは、要するに、そういう現場の迷いというか、仕組みをよく理解していないことによって共有すべきものが共有できていないとか、そういうことがあるのではないかと思うわけです。そうだとすると、単に基本ルールという一般論というよりも、第一に、要対協をきちんと使えるように、こういう情報は共有できるのだということを何か例も挙げて周知をしていくとか、そういう取組みが多分必要なのではないかと思うので、もう少し具体的に書いていただくといいかと思います。

○西尾家庭支援課長 そこはすごく重要なところだと思いますので、盛り込んでまいりたいと思います。

○松原部会長 第3章の1のところの御指摘を磯谷委員に順を追ってしてきていただいているので、もしほかの委員で、この1のところでお気づきになったところがあれば。提言1から5になります。

お願いします。

○武藤委員 1点は、10ページの提言3のところなのですけれども、母子生活支援施設のことだとか、それから、ここでは児童養護施設等でショートステイというのを出されているのですけれども、私が出したのですけれども、保育所が割といろいろな子育て支援のサービスというか、そういうものをやっているのです。虐待対応というか、そういうところにも非常に力を入れ出しているということで、そういうことをお聞きしています。実際にやっているところもあるみたいなので、当該の課の方に聞いていただいて、先進的な取組みというのですか、保育所で虐待の予防策というようなことも含めて、発見だとかも含めて、結構精力的にやっているようなので、その情報を得て、一応この施策内に入れたらどうかなと思っております。

2番目に、提言5のところの普及啓発の強化ということなのですけれども、東京都として児童虐待防止のオレンジリボンキャンペーンとかも含めてやるということなのですけれども、これは、区市町村ごとに虐待防止月間などに取り組んで、宣言をしながらいろいろ取り組んでいるところもあるみたいなので、そのところで割と区市町村ごとに差が出ているような気がするのです。ここで一步踏み込んで、各区市町村ごとにも虐待防止月間を決めて、それに対してのさまざまな取組みを実施すべきだということも含めて、表現の仕方は検討したらいいかと思うのですけれども、いずれにしろ、国レベルでもやらなければいけないし、各都道府県レベルでもやらなければいけないし、今、各区市町村レベルにおいて、そこでもこのキャンペーンを張るというか、そういうものを提案したらいいのではないかと思います。

以上です。

○西尾家庭支援課長 保育所のところは早急に、その辺はうちの部内のことのございますので調べまして、盛り込んでいきたいと思います。

それから、オレンジリボンキャンペーンにおきましても、もう既に区市町村と連携しながらキャンペーンを張っておりますので、その辺のところも踏まえて反映していきたいと思います。

○松原部会長 ほかにいかがですか。何となくこの順番だと次に進んでいいですかという。

では、犬塚委員、お願ひします。

○犬塚委員 提言2と提言3で、虐待ハイリスク群と育児不安群に分けて支援を充実させていくということなのですけれども、支援という言葉というのはさまざまなことが含まれていると思います。勿論これをもう少し書き込んでいく中で詳しく書かれていくと思うのですけれども、今、保育園の話も出ましたけれども、保育園は確かに発見するというようなことについてすごく大事なところなのですが、それだけではなくて、乳幼児期に不適切な養育環境の中にある子供は、さまざまな影響を受けて、いろいろな心身の問題を起こしてくるわけです。それが保育園で養育あるいはケアを受けることで、保育士さんといい関係をつくるということでそこから回復することもできる、そういうケアの場もあるわけです。

保育園もそうですし、この支援の中身の中に、そういう子供のケアであるとか親のケアであるとか、親子関係を再構築するとかいう部分が含まれているのだろうと思うのですけれども、支援という言葉はすごく広い言葉なので、そこまで書かないと、わかりにくい。子ども家庭支援センターなどのケースを見ていると、発見はされるのだけれども、その後どうしていいかわからないというか、ずっと見守っているのだけれども、それが防止につながらないことがあるので、どちらもそういう親の回復への支援であるとか、親子関係の再構築であるとか、不適切な養育の中で育った子供のケアの問題を地域でできるようにというところを何か加えていただけたらと思います。

○松原部会長 恐らくそれが大きな柱の2につながっていくので、表現の仕方で、つなぎの問題だと思います。

あとはいかがですか。

お願ひします。

○網野委員 武藤委員、犬塚委員のおっしゃったことと本当に重なって、私も発言したかった部分なのですが、まず、提言3のところです。これは、9ページの提言1の下から2番目の〇に「保育所や子育てひろばなど」という、ここの表現があるのです。提言1は、どちらかといいますと母子保健サービスが中心なのです。「等」となっていますからここで書かれているのでし

ようけれども、本当にお二人の委員の先生のおっしゃることと私も全く思いが一つで、保育所や、あるいは、東京都はいわゆる保育所の中に非常に多く設置されている地域子育て支援センターはどうなのでしょうか、場合によったらその名称を出してもいいかと思うのですが、そのような保育所や子育てひろば、あるいは、もし3つの分野で言えば児童館、これらの子育て支援サービスを担っているところをもう少し取り上げて、例えば提言1は、母子保健サービスを中心に置いて、提言1の下の2つの〇については、場合によっては育児不安群への支援だけではないですけれども、やはり提言3でいろいろ御意見を出されている部分をもうちょっと重視した内容として独立させてもよろしいかと思いますが、どこかで上手に含めていただいてもいいかと思います。

そのような趣旨で、特に保育園の分野ですと、保育相談支援ということが非常に重視されて、どんどん広がっているのです。養成の課程の中でも保育相談支援という言葉はかなり定着していますし、現場ではますます、ですから、そういう意味では、保育という言葉は入れなくても、相談支援がいかに未然防止に役立つか、あるいは早期発見に役立つかということを再確認する趣旨のものは、もう少し2人の先生方がおっしゃることと同じように重視してよろしいかと思います。

それから、提言5です。これも武藤委員が触れられたことで、私もちょうど触れたかったのです。これについては、5ページのところで先ほどのオレンジリボンキャンペーンに触れている一番上の（4）の中に、2番目の〇の終わりのところに、「そのために、『虐待防止に向け、一人ひとりに何ができるのか』という視点を持ってもらうための啓発活動を行うことが必要」。これも部会のいろいろな議論の中では、まだ不十分な部分もあったかと思います。私は、これは非常に大事だと思っておりまして、そういう趣旨でいいと、10ページの提言5がこれを反映して出していると思うのですが、地域で子育て家庭を孤立させないという趣旨は、地域の住民の方々は、虐待が疑わしいと思ったらすぐ通告する、この役割も随分出てはいるのですが、もう一つは、やはり子育てパートナーシップだと思うのです。だから、一人ひとりに何ができるかという思いの中には、子育て家庭に対して同じ思いを持ち、寄り添うような思いを持つ人たちがたくさんいること、これがこの提言5の中での内容と非常に関連していくと思いますので、私は、子育てパートナーシップ的なことをもっと広げるために、啓発だけでなく広報ですね、このあたりを、もし必要でしたらもうちょっと議論した上で入れていただくことを是非望みたいと思います。

○松原部会長 今のポイントで、事務局の方の考えを聞きましょう。

○西尾家庭支援課長 地域で子育て家庭を孤立化させないということを更に具体的に言っていくと、先生がおっしゃっていただいた子育てパートナーシップにつながると思いますので、この辺のところをもしよろしければ、少し表現の中で盛り込ませていただくというところで考えたいのですが。

○松原部会長 では、そうしていただくことにしましょう。

それでは、2の方に行っていいですか。高田さん、どうぞ。

○高田委員 提言2のところですけれども、先ほど磯谷先生がおっしゃっていた、共有できる情報の明確化ということにも関連するのですが、例えば、共有できるガイドラインをつくって、共通の様式を用いても、そこから先が紙ベースのアノログ管理で、情報を共有するのにファックスでやりとりみたいなことだと、せっかく得た情報が有効活用できないので、ここはデータ

ベース化して、共有できる情報については迅速に共有化できるようにしていただきたいということと、あとは、連携を図るためだけではなくて、個人情報を除いた家族構成であるとか、親の職業とか、虐待の状況とか、そういうものを研究機関で分析することによって、今後、予防とか再発防止とかにつなげたりすることもできると思うので、ここはせっかく情報を共有するのであれば、どう活用していくのか、どんな方法を共有するのかというところまでわかるといいかなというふうに感じています。

私の印象だと、一般の企業に比べて情報の活用とか管理の仕方がすごくアナログというかおくれているという印象があるので、そこは今後の分析とかのためにも有効活用できるような方法を盛り込んでいただけたらいいかと思います。

○松原部会長 ここは情報管理の問題もあって。

○西尾家庭支援課長 都と区市町村の間でもデータベース化みたいなことができればというお話をですね。

○高田委員 そうです。

○西尾家庭支援課長 今、児童相談所ベースでは、昔はアナログ管理だったのですけれども、平成15年から児童相談所の情報システムを開発いたしまして、全部データベース化というか情報共有化しているのですが、区市町村と児童相談所は、都と区市町村ということで、なかなか自治体間のハードルがありますので、ちょっと簡単には。

何といいますか、直接的ではないかもしれませんけれども、いろいろ共同で子ども家庭支援センターと児童相談所がケース対応していく中で、傾向ですとか、データの蓄積が出てくると思うので、そのところは整理をして、共有で今後に生かしていくというようなところはできるかと思います。その辺のところを盛り込むように考えていきたいと思います。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

犬塚委員がおっしゃったことがすごく大切だと思っていて、確かに発見したはいいけれども、あとどうするのだということがあって、ちょうど大きな柱の1から2につながるところで、親子分離だけではなくて地域支援をどうするのだという問題意識が、特に2のところではあったと思うのです。それはどの辺で出てくる感じなのでしょうか。ここではネットワークというのを強調されているのだけれども、いわゆる在宅支援そのものを強化していくかないとネットワークも組みようがないのですね。それは、都がやるというよりは区市町村ベースになってしまって書きにくいのかもしれないのですけれども、どうでしょうか。

○西尾家庭支援課長 9ページの提言2のところの虐待ハイリスク群のところで、これはモデルプランをつくろうというような提言がありまして、そのときに、この子ども家庭支援センターがアセスメントした上で、グレーゾーン的な未然防止することが必要な家庭を見つけて、そのときに地域のサービス資源をいろいろ有効活用しながら支援をしていく、それでリスクを低減していくということで、まさにこれは、ここにケアも盛り込まれているし、もしモデルプランをつくって、この資源が有効なのだということがある程度わかれば、そのモデルプランを提示して、この資源の充実も含めて他の自治体さんに取り組んでもらうというのは考えられるかと。

○松原部会長 先ほど言った3つの階層化で言うと、モデルプランをつくるというのは今回新しく出てきているので、それを強調しながら、中身をもう少し本文で書いていただければいいなと思うのと、いろいろな自治体で、特に参考事例で挙げているような、たくさんいろいろなこ

とをやっていらっしゃるのも含めて、もっと在宅支援メニューが増えればいいなというのは、僕の個人的な思いです。

○西尾家庭支援課長 今、東京都では、先ほどもちょっと触れましたけれども、包括補助事業をやっておりまして、いろいろ地域の創意工夫につきましては、採択をさせていただいた後に半分補助をさせていただくという仕組みがございます。先進事例につきましては、半分といわず10分の10補助で3年間やっていただいて、他に広げていただくという仕組みもありますので、そこをどんどん活用してメニューを充実させていただければと思っております。

○松原部会長 その辺が目につきやすいように書いていただければと。

ほかはいかがですか。

どうぞ。

○磯谷委員 2点あります、1点は、途中でも話題に出たと思うのですが、要保護児童対策地域協議会、あるいは子ども家庭支援センター相互間の連携といいますか、例えばいろいろな工夫について共有したり、知恵を共有したり、場合によっては家族が移ったときに連携できたりということもあると思いますが、そういう横のつながりというのがないわけではなかつたと思うのですけれども、余り十分ではなかつたのではないかというふうに記憶していて、そのあたりをほっておいてできないのだったら、東京都の方である程度仕掛けをつくって、例えば子家セン同士がいろいろ横のネットワークが組めるような形にするというのも1つ出ていたし、盛り込んでいただいてもいいのではないかというのが1つです。

それから、もう一つは、児童相談所と子家センの連携というところで、検証部会の方の話でも出ていたのですけれども、やはりうまくいかないときというのは必ずあるわけなのですけれども、うまくいかないときにどう調整するのかというところがなかなか現場では問題になるわけで、そのあたり、余り明確に書くというのは難しいかもしれませんけれども、しかし、やはり児童相談所と子家センの方でいろいろとうまく意思疎通がいっていないという場合に、どこが間に立って円滑にするのか、そういう工夫というのもとても重要なのではないかというふうに思うのです。

○西尾家庭支援課長 専門課長、何か。

○上川児童福祉相談専門課長 そういう機能があれば本当にいいなとは思うのですけれども、今、子家センと児相との間というのは、今、先生がおっしゃったとおり、さまざま面で「東京ルール」が矢面に立っている状況はありますけれども、ただ、「東京ルール」も本来は十分な協議をした上で情報の共有という部分でやっていただきたいという前提があるのですが、そこも十分に事前の協議ができないまま、いろいろなトラブルに発展しているようなところもありますので、といったときにどこがどう調整するかという視点と、もう一つは、もうちょっとお互いの機能とか役割認識とかそういったものを共有化してやっていくという方法にするのか、私もそこで判断が若干迷うところで、また調整機関が入ると、一方で都側が用意すれば、区側も都側の意見ばかり尊重するのではないかということにもなりかねませんし、また、区側が用意すると都側がみたいなところは若干あるのかというふうな、ちょっとお答えになつていなかもしれませんけれども、そんなことを感じています。

○磯谷委員 なかなか難しいとは思いますけれども、ただ、やはり都側か区側かというよりも、その個別の問題で大体もつれているというかこじれるわけですけれども、個別の問題にかかわっている以外の人が、これはこういうふうにした方がいいのではないかという、中の個別のケ

ースワークではなくて、連携についてこういうふうにしたらしいのではないかという、その少し間を取り持つようなところがあるといいと思うのです。1つ考えられるのは、児相センターのそういう機能を持たれるというのも1つあり得るのかもしれませんし、本庁の方で持たれるというのもあるのかもしれませんけれども。

○西尾家庭支援課長 今回、子ども家庭総合センターを人材育成の拠点にしようとして、あとは地域支援の機能の強化というところがありますので、その文脈の中でそこら辺が書けるのかどうかは検討してもらいたいと思っています。

○松原部会長 権利擁護部会で、機能としては児相側から対応困難ケースを諮問できますね。そういういろいろ対応に困っているケースを諮問するということもたしかあったなというふうに思い出してしまいました。

○西尾家庭支援課長 そういういたケースについて児童相談所が助言を求めるというようなことですね。そこも踏まえて考えてみたいと思います。

○松原部会長 これは、今、都の審議会の状況を見ていると、必ず都側寄りの意見は出しているので、専門的な御意見はいただけるかなと。

○磯谷委員 ちょっとだけコメントいいですか。なるほど、おもしろいと思うのですけれども、一方で、多分一番不満に思うのが区側なので、区側の方から持つていけないとなかなかつらいかなという感じはしますね。たしか児相センターの方で専門委員とか専門員さんとかいう人がいたと思うのですけれども。

○桃原少子社会対策部長 そういうような場面がかなりあるということは我々もよく承知をしておりますので、ただ、誰かが仲裁に入るという、行政機関がそれぞれの権限で仕事をしている中での調整事項なので、基本的には行政機関同士がやるという原則は曲げられないというのではないですけれども、そこを中心として考えるべきというのが我々の立場ですので、どこかが仲裁して入るというようなことは、私としてはあり得ないというのが立場なのですが、たしさはさりとて、現場でいろいろな衝突が起きるということ自体は日常起きていることでございますので、そこはほかのところでも書いてありますけれども、例えばルールを一緒になって考えてつくるというようなことも今回出しましたけれども、日ごろのそういうやりとりというか、そういういた共同の意識の醸成みたいなところの工夫をよりよく丁寧にやっていくというようなところが重要なのかなと。場合によっては、そういういたところのいろいろな話し合いをするという場を、例えば都の要対協みたいなところに、何か活用してそういうものをつくって、みんながある程度、日ごろ思っていることをいろいろ言った上で決めるとか、あるいは、日ごろいろいろ思っていることを定期的にやりとりをするというようなことをその中で考えるということが、今、我々が手持ちで持っているところとしてはあり得るのかというふうに思います。そこは、この中でどこまで入るかというのはあれですけれども、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○松原部会長 どうぞ。

○犬塚委員 提言3のところで医療と教育部門に触れられていて、3以外では医療と教育部門に触れられていないのかなと思うので、発言させていただきます。ここではどちらもより発見を素早く的確にという方向で提言がされていると思うのですけれども、それは勿論すごく重要なことで、特に妊娠期とか出産の生まれる前にきちんと把握して援助をするということはすごく大事なことだと思うのです。

しかしそれに加えて、医療機関といえば、今、虐待が起こっている家庭の非常に難しい状況を考えると、親の治療であるとか、あるいは子供のケアとか、親子関係を再構築するのに医療的な視点が必要なケースは、子ども家庭支援センターで相談を受けていてもすごく多いと思うのです。なので、発見のところは勿論ですけれども、ケアの部分にもう少し医療機関がかかわる、あるいはもうちょっと積極的に、子ども家庭支援センターなんかも医療機関に紹介するにしても、なかなか連携がうまくとれないとか、問題や虐待について、発見のところもそうなのですけれども、ケアの部分も、実は余りそれに精通した医師がたくさんいるわけではないということがあるので、その辺も少しこの中に書き込んでいただけたらなというふうに、もう少しそういうことができる医療機関や医師を増やしていくという方向ですね。

それから、先ほどの保育園と同じで、勿論、教育機関、学校というのは子供が多くの時間過ごすところですので、発見ということもすごく大事で、それをどうつなげていくかというシステムを作ることも非常に重要だと思うのです。しかし、やはり、先ほどの保育園と同じで、学校もかなり長時間子供が過ごすところで、決して発見された虐待のケースが全員分離されるわけではなく、そのまま学校にいることを考えますと、そういう子供たちに対して、もう少し教育機関が特別の配慮をするということが必要だと思います。社会性が身につけられていない、特別な配慮が必要という意味では、特別支援の対象になると思います。今は、特別支援はほとんど発達障害の子が対象なのですけれども、こういう不適切な養育の中で心身の発達の歪みを抱えてしまった子ども達に学校が特別な配慮をして、その親子にかかわるというようなことも必要ではないかと思います。

先ほどの網野委員の子育てパートナーシップにもつながると思うのですけれども、子供や家族を取り巻く周囲の人、学校も病院も地域も含めて、そこが親子を育てるというか、回復させる力を持っているので、そういうものを少し盛り込んだ内容になっているといいなというふうに思います。

○松原部会長 事務局の方、大丈夫ですか。

○西尾家庭支援課長 医療機関とのケアの連携については、非常に少数でありますけれども、現場でたしか事例がなくもなかつたので、どういうふうに入れられるのか、ちょっと検討します。

それから、学校につきましても、今の委員の御指摘のところを検討して作成はしてみたいと思います。

○松原部会長 お願いします。

○武藤委員 教育機関のところですけれども、最後のところにスクールソーシャルワーカーに触れていると思うのですけれども、これは現場の方からすると、もう30年ぐらい前からスクールソーシャルワーカーというのは絶対的に学校に必要だよということを随分言わせていただいていたところなのですけれども、なかなか予算的な措置だとかも含めて難しくて、必要だということは近年、しっかり提言の中に入りながら各地域で努力をしていると思うのですけれども、こここの言い方のところで、「今後、検討することが必要」ということを書いていて、文言そのもので予算のところに関係するからはつきり書けないのかもしれないのですけれども、もう少し必要だということを強調していいのではないかと思いました。

質問になるのですけれども、スクールソーシャルワーカーの配置については、予算というのはどこから出るということになるのですか。例えば、私たち児童養護だと、国が2分の1、都が2分の1とかそういうのが決まっているのですけれども、都が幾ら出して、各区市町村が何

分の何を負担するというようなルールみたいなものはあるのでしょうか。

○西尾家庭支援課長 済みません、これは正直申しまして、うちの局の所管ではないのです。たしか、私の記憶だと国がある程度、半分ぐらいは出していたのです。

○松原部会長 3分の1。

○西尾家庭支援課長 3分の1ですか。都道府県はどうだったか、ちょっとその辺はわからないです。ただ、国が一定程度の補助はしているという実情があります。

それから、今回ここには載せていませんけれども、それでも区市町村の配置状況としては年々増えているという傾向がございまして、多分都の直接補助がなかなか入らないので、区市町村に一定程度強く「べき」というところで表現するのがなかなか難しい実情もありますし、実は所管部ともやりとりをしまして、ここが今のぎりぎりのところでして、歯切れの悪い言い方になつておりますが、ただ、これでも地域の実情に応じて複数の配置ですとか、全区市町村が入ったというところでも具体的になっていることもございまして、その辺も含めて。

○松原部会長 あと、時間の関係もありますので、3も含めて御意見をいただきたいと思います。

網野委員、お願いします。

○網野委員 2のところで、やはり私も教育機関について言及は難しい部分もあるかなとは思ったのですが、6ページで書かれている内容を踏まえて、それで提言3の中であるのですね。実は、教育関係について、この場ではほとんど議論されていませんね。これをどういうふうに取り上げていったらいいか。つまり、非常に重要なポイントは、区市町村といいますか、そのレベルだと公立の学校との関係は見えてきますけれども、東京都の学校全体というときに、やはり私立の学校の場合に、文字どおり都として教育庁も相当かかわっていますし、毎年きちんとした教育目標、実践目標を掲げて、実践した結果を必ず公表するというのをずっとやっていました。

以前、私も関係したときに、子供の権利にかかわるような部分も含まれています。私、随分以前なのでどういう発言をしたかあれですが、例えば虐待とか乳幼児期の特に学校が余り関係していない部分で、学校の関心を高めるということでいろいろ意見を申し上げたことがありました。もし可能なら、教育庁や教育委員会ともう少し話し合いをして内容を詰めてはいかがでしょうか。それとも、○が3つありますが、確かに3番目のスクールソーシャルワーカーに関してはこの表現になるのかと思うのですが、この部会で、学校とどうかかわって、どういうふうにするか。先ほどの犬塚委員もおっしゃっていた部分があるのですが、もう少し議論してから固めた方がいいでしょうか。

○松原部会長 本委員会が定められているので、なかなか全体での議論というのはしにくいので、当然限界があるので、ここでやった議論を踏まえての報告書になるのかなとは思うのですが。

どうぞ。

○桃原少子社会対策部長 まず、基本的なというか、我々の立場というか、東京における教育の状況というか、そういう関係についてまず御説明申し上げますと、都庁の中には我々とは少し独立した機関として、御承知のように東京都の教育委員会と教育庁がございますが、基本的に義務教育というか、いわゆる幼・小・中の部分については、区市町村の教育委員会が基本的に責任を持って、自ら目標を定めて行っているということでございます。ただ、教員の人事を東京都の方でやっているというところがあるので、少しそのところがクロスしていることがございますけれども、基本的に教育の内容については区市町村が責任を持ってやるという立場

なので、こちらからああせい、こうせいというようなところについては、微に入り細に入りといいうのはなかなか難しい。ただ、御承知のように、学習指導要領があって、それに基づいて教育をするということにはなっていますので、そういう意味で、教育庁の中に指導部というものがある、その中でこういうことをしなさいという大まかな指導については行っているというようなことがございます。

ただ、高校ということになりますと都立の高校がありますので、都立の学校については教育委員会が自ら管理をして行っているということありますので、そこの権限が直接及ぶところということでございます。

もう一つ、先ほどお話をございましたが、私立の学校については、基本的には、いわゆる建学の精神というか、独立性がございまして、教育委員会も基本的には私立学校とはかかわりがなくて、東京都の場合は、生活文化局に私学部というところがあって、私学の助成というものについてはそこで行われているということがございますけれども、基本的には教育の内容について事細かに何か指導したりするということはない。ただ、学習指導要領どおりに行っているかどうかについて確認をして、その確認に基づいて補助金を出しているというような実態があるということはあります。ただ、いずれにしましても、こういったことをしてほしいというようなお願いごとベースについてはきちんとパイプがありますので、そこを通じて物をいろいろお伝えしていくということはあり得るのだろうというふうには思っております。

そういう中において、ここでどういうふうなことが書けるかということになると、いわゆる何々すべきであるというような強い表現というのはなかなか難しいわけなのですが、先ほどお話に出たスクールソーシャルワーカーなどについても、どんどんやっていけみたいな上から目線というのではなく、現場の中でスクールソーシャルワーカーが果たす児童虐待における役割というのはこんなに大事で重要であって、今までこんな成果が出てきたということをより強調することで、そういうものがもっと増えていくことが、児童虐待の未然防止であるとか早期発見につながるということをもう少し詳し目に書き込んで、そういうものだったとすると、これは増やさないということはないよねということを、少し間接的でありますけれども、社会に強くアピールする。そういうような言及ということは、我々の方で、学校サイドのこういう取組みがすごくよいので、こういったことは非常に望ましいというような書き方を具体的なものを挙げながら書くということは十分あり得るというふうには現段階としては申し上げられます。

今回また提言がありますけれども、今後の審議がまだまだ続いていると思いますので、その中で教育委員会、場合によっては要対協でも私立学校の代表者なんかも出てきていますので、そういうところでの意見交換などを今後も続けていく中で、またいろいろ議論ができるかと思います。

○網野委員 まさに本当によくわかります。ちょうど最後に出ましたので、要対協との関連では、もうちょっと触れることができないかなというふうに思うのです。

○桃原少子社会対策部長 そこはちょっと検討させていただきたいと思います。

○西尾家庭支援課長 そこにつきまして、要対協のところでも少し触れたのですが、多摩市さんが例えれば、教育部門と福祉部門というか、子ども家庭支援センターが共同で事務局を担って、それでしっかりとやっていくというような、そういう巻き込み方をして、当事者として入っていただくといった工夫のところも紹介しておりますので、そこをもう一つ書き込みのところで何

ができるか検討していきたいと思っています。

○松原部会長 桃原部長がおっしゃったような形で、非常に効果的な取組みを、後ろの方に参考事例を出しているので、そういうところで挙げていただくような方式をとると、先ほどの犬塚委員の病院のところも少数だけれども事例があるとおっしゃっていたので、そういう紹介の仕方で、本文の方でここ参照という形で引っ張るというような手もあるのかなと。教育と医療、網野委員がおっしゃるように、なかなか全体的には議論できていないので、そういう先駆的な取組を紹介していくというやり方があるのかなと思いました。

ほかは、3はいかがですか。

お願ひします。

○磯谷委員 2つです。1つ目は、3の(1)「児童相談所」の中の「派遣研修」で、「家庭裁判所などに一定期間派遣」と書いてあるのですけれども、これはめどが立っているということなのかということと、もう一つは、家庭裁判所に派遣することがいいのかどうかというところも実はちょっとよくわからないのです。なぜなら、私が知る限り、勿論家裁の調査官は能力は高いしというはあるのだけれども、彼らというのは、基本的には裁判官から調査命令が出て、それに対して調査をして答えるという作業を日々繰り返しやっているわけで、何かソーシャルワークをやるとか、外に出ていろいろやるというのも調査の限度でしかやらないのです。私に言わせれば、もともとは調査官というのはもう少し活動的にできるはずなのに、今の裁判所は、なおさら調査だけに特化する、判断者として調査だけに特化するという傾向が強いのです。そういうところからして、調査官研修のやり方、養成課程なんかを参考にするのは結構だと思うのですけれども、調査官と一緒に何かやってどう役に立つかというのは正直なところよくわからないというのが1つです。

それから、2つ目は、これはちょっと歯切れが悪いといいますか、私も何とも言いにくいのですが、任期つき児童福祉司の話を前もちよと出したかと思うのです。まず端的に言うと、そうやって活躍していただいているのだけれども、やはり任期が切れるとおしまいという形に原則なるわけで、そういう在り方というのがどうなのかという意見が私の周りにもちらちら聞こえるのです。以前、資料を出していただいたときに、一部はキャリア採用されていますということでした。そうなっていない方の場合は希望されないということもあるでしょうし、ひとつしたら試験に落ちてしまうということもあるのかもしれません。みんな採用すればいいという話ではないということはよくわかるのですけれども、何か工夫ができないかという、ここは歯切れが悪くて申し訳ないのですけれども、このあたりというのは、何か書けそうなこというのはありますでしょうか。

○西尾家庭支援課長 ちょっと表現は工夫しなければいけないと思うのですけれども、私どもの思いとしては、確かに任期つきで一定期間、3年を延ばして5年なのですけれども、そのノウハウ、キャリアが途切れてしまうというのは本当に残念に思っていて、そのために御指摘というか話していただいたキャリア採用のところで引き続き活躍していただいている職員もいるのですが、このキャリア採用というのを私どもとしては広げて、段階的に行っていただく門を広げるというところは考えているのですが、どういうふうに書けるのかは、ちょっと考えさせていただければと思います。

それから、家庭裁判所のところにつきましては、もうルートがオーソライズされているとかそういうことはございませんで、今、委員の御指摘の視点があるというところで、ここに載

せるかどうかのところについては、もしかしたら例示としては載せない方がいいような部分もあるのかと思っておりまして、研究機関への派遣でソーシャルワーク技術も含めて養成というところはあり得るかと思っておりますけれども、今の家庭裁判所のところは御意見を踏まえて、場合によっては落とすことも考えます。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

提言3の2つ目の○で、これもなかなか書きにくいのかなとも思うのですけれども、やはりこの専門部会で出てきた資料などで、児童福祉司さんが足りないのだという資料は随分提示されたので、「今後も引き続き、体制強化を検討すべき」というのは、人の問題も入っているというふうに読めないこともないだけれども、「増員など」とか一言入らないかなと思うのですけれども。

○西尾家庭支援課長 その方向で考えていきたいと思います。

○松原部会長 ほかにいかがですか。

お願いします。

○武藤委員 前回意見を出して、取り入れられていないものですから、細かいことなのでそんなにこだわっているわけではないのですけれども、13ページの提言1の○の5つ目、「特に2年目・3年目の職員に多いバーンアウトを防ぐため」云々かんぬんと。ここで、「メンタル面の振り返りを行う研修など」ということで、研修というのがとても必要なのですけれども、研修とメンタルヘルスというのは切り離した方がいいのではないかということを考えているのです。ですので、もう少し現場の方から有効なメンタルヘルス対策を考えていただいて、特に福祉司さんだとかも含めて、児童相談所は非常にリスクの高い親御さん等々も含めて対応することになるわけですから、メンタル面を研修の中に入れるということもあるのですけれども、それとは切り離して、メンタルヘルスの有効な対策をここに書いていただけるといいかなと思います。前回言ったと思うのですけれども、以上です。

○松原部会長 ごもっともな御意見だと思います。研修でメンタルヘルスは確保できないですね。

○西尾家庭支援課長 ちょっと考えてみます。

○松原部会長 ストレスコーピングの研修なんかがあってもいいけれども、それで全部が処理されるわけではないので。

ほかはいかがでしょうか。

お願いします。

○犬塚委員 先ほどの続きになるのかと思うのですけれども、「子ども家庭支援センター」のところですが、対応力強化のための体制強化ということで挙げられていて、これらはすべてとても重要だと思うのですけれども、やはり今、子ども家庭支援センターでは、分離を必要としないケースがすごく増えています。なので、その家族に今起こりかけている不適切な養育を終わらせて、その影響を、子供はいろいろな影響を受けているのですけれども、それを回復させて適切な親子関係にするための心理的・教育的支援を提供することがすごく大きな課題になっています。勿論、それはいろいろな、先ほど言ったように、育児支援とかショートステイを使われるとか、それもすごく有効なのですけれども、もう少し、例えばペアレントトレーニングであるとか、親の養育技術を教えるとか、あるいは子供のケアとか親子関係をよくするような、何か親子のそういう関係をよくするような援助を提供するとか、そういうことが子ども家庭支援センターレベルでできると有効であると考えられるケースがたくさんあります。

また、最初にどういう支援プランをするかということについてアセスメントをするわけですけれども、アセスメントも、やはり心理的な視点も必要なことはあるのですが、今、子ども家庭支援センター全部に心理の方が入っているわけではないですね。なので、もう少しそういうケアとか教育も含めてのところが向上するような対策を少し盛り込んでいただけたらと思います。

○西尾家庭支援課長 そこは、都としても研修の支援の充実というところの文脈で考えて書かせていただけるかと思います。

○松原部会長 ほかはいかがでしょうか。
お願いします。

○網野委員 提言2のところで、これからどういうふうにノウハウを有する人材を活用したり、組織運営するかというところが出ていますが、2番目のところで「他県では」と表現されているところですが、段階を追って、それぞれの援助のプロセスごとで分担するというふうな考え方も参考にすべきと書かれていますが、東京都の場合、特に虐待対策班ということで、児童相談所全体の分野にわたってではなくて、かなりこういうふうに焦点を定めてという点では非常に進んでいると思うのですが、参考にすべきという趣旨からいいますと、1つは、初期の対応が大変で、そこでエネルギーを費やしてしまう、後の方でますますうまくいかないというふうな流れとか、それから、専門的にかなり違いますので、特に家族再統合に関しては、すべての児童福祉司が同じような条件ができるかという、これも難しいですね。

だから、そういう意味では、専門性をもう少し特化できるように、あるいは、それこそバーンアウトも含めて、ストレスがより高まらないようにというような趣旨で、本当に参考にした方がいいということでしたら、これも先ほどの事例ではありませんけれども、もうちょっとどこか、本文ではないにしても、例えばこういうことで有効だと考えられるという、もうちょっと読んだ人がわかるようなものが加わるととても参考になるのではないかと思いました。

○松原部会長 ありがとうございます。

○西尾家庭支援課長 その辺のところは、書き込みでももしかしたら可能かもしれませんので、ちょっと考えてみたいと思います。

○松原部会長 ほかはよろしいでしょうか。

全体で言うと、「諸機関」にしましたので、「関係機関」ではなくて「関係諸機関」に全部整えていただくというのがあると思います。それは表現上の問題ですから、お願いしたいと思います。

今日、随分御意見をいただいて、またページ数が増えるぞということもあるので、冒頭申し上げましたように、メリハリをつけた構成にしていただければいいなと思います。

ほかに御意見はよろしいですか。

どうぞ。

○武藤委員 今回、虐待防止の発見から予防を含めて、虐待防止法成立後に、全国的にもそうですが、東京都でさまざまな取組みをしたにもかかわらず、なかなか状況が改善できない。そのためにはもっとこうすべきだという追加といつてはいけないですけれども、強化策について全体的に提言を出したと思うのです。

今回抜けている、私、児童養護施設の現場から来ているので、そこの社会的養護の現場の受け皿の強化というのですか、そういうところが、国の方はとにかくやらなければいけないとい

うことで、課題と将来像という形で出して、職員の配置だとかも含めて根本から今検討をし始めているところなのですけれども、東京都としても新たな受け皿のところの在り方というのですか、そういうものも今後課題だということも含めて、最後のまとめにちょっと触れるのか、どこかわからないのですけれども触れていただくと、次のステップにつながるのかなと思っていますので、総合的な意見ということでよろしくお願ひします。

○桃原少子社会対策部長 確かに、今、御指摘あったとおり、その部分については、我々も今後の議論にしなければならないと思っていますので、最後のところに、今後またそういったところも含めて更に検討を進めが必要ですというようなことを一文つけ加えさせていただいて、次につながるような形にさせていただきたいと思います。

○松原部会長 それでは、第8回の専門部会はこれで終了させていただきます。遅い時間までありがとうございました。